

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充てる経費内容 ③算定根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	①食料品の物価高騰に対する特別加算	柏市生活応援特別給付金	①食料品をはじめとする物価高騰の影響を受ける市民の生活応援を目的として市民1人当たり5,000円を給付する。 ②市民への給付費及び事務費 ③給付費 2,200,000千円 (5,000円×44万人) 事務費 500,000千円 計 2,700,000千円(うち282,156千円は一般財源) ④市内全市民	R8.2	R8.4以降
2	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	給食費の助成(物価高騰対策支援)【自校方式】	当該事業はNo.6とNo.18と2行に分けて記載 ※国R6補充充分 ①物価高騰に伴う子育て世帯支援のため、給食費の一部を助成する。 ②購材料費 ③小学校:児童数20,148人×185回×(339円-302円)=137,913千円 中学校:生徒数8,839人×180回×(409円-370円)=62,050千円 計:199,963千円 ④自校方式で給食を提供する市立小中学校52校に在籍する児童生徒のみの給食材料費(教職員分は含まない)	R7.4	R8.3
3	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	給食費の助成(物価高騰対策支援)【センター方式】	①物価高騰に伴う子育て世帯支援のため、給食費の一部を助成する。 ②購材料費 ③小学校:児童数2,365人×185回×(332円-296円)=15,751千円 中学校:生徒数1,465人×185回×(378円-342円)=9,757千円 計:25,508千円 ④学校給食センター受配校児童生徒のみの給食材料費(教職員分は含まない)	R7.4	R8.3
4	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	給食費の助成(物価高騰対策支援)【公立保育園】	①物価高騰による公立保育園の給食費改定額の半額を支援し、保護者負担を軽減しつつ、給食の質を維持するもの ②購材料費 ③単価×園児数×給食提供回数 1食あたり15円×1,880人×292回(月～土曜日)=8,893千円 ※単価は、公立保育園給食費の改定額の1/2 ※園児数は、幼児(3・4・5歳児)の強力度数 ※給食提供回数は、令和7年4月から令和8年3月まで ④公立保育園の給食材料費(保育士分は含まない)	R7.4	R8.3
5	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	物価高騰対策支援助成金【私立保育園・幼稚園等】	【私立保育園等】 ①物価高騰の影響を受けている給食材料費について、利用者の負担増を招くことなく、事業者が安定したサービスを提供できるよう、私立保育園・幼稚園等の事業者に対して一部を助成金を支給するもの ②助成額 ③単価×園児数×給食提供回数 1食あたり15円×4,283人×292回(月～土曜日)=18,672千円 1食あたり15円×2,507人×242回(月～金曜日)=9,101千円 1食あたり15円×3,000人×175回(月～金曜日)=7,875千円 ※単価は、公立保育園給食費の改定額の1/2(上限) ※園児数は、R7.6.1時点の幼児(3・4・5歳児) ※給食提供回数は、令和7年4月から令和8年3月まで ④市内の私立認可保育園、認定こども園、私立幼稚園、認可外保育園(保育士分は含まない) 【キッズルーム】 ①物価高騰によるキッズルームの給食費改定額について、保護者負担を一部助成し、給食の質を維持するもの ②購材料費 ③単価×園児数×給食提供回数 1食あたり15円×45人×228回×0.8=123千円 1食あたり15円×24人×228回×0.2=16千円 ※単価は、キッズルーム給食費の改定額差額の半額 ※園児数は、毎月月初の利用率 ※給食提供回数は、令和7年4月から令和8年3月までの見込 ④キッズルームの給食材料費(保育士、スタッフ分は含まない)	R7.4	R8.3
6	③推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	水道料金減免事業(国R6補充分)	当該事業はNo.9とNo.12とNo.19と3行に分けて記載※国R6補充充分 ①物価高騰等の社会情勢を踏まえ、水道使用者の経済的負担を軽減するため ②水道事業会計に繰り出し、水道料金の減免にかかる費用 ③ ・水道料金の基本料金の減免 458,200千円 (内訳) R6.5月・6月実績÷R5.9月・10月実績×100=伸び率 451,438千円÷447,612千円×100=100.90% R6.9月・10月実績(端数処理)×伸び率=R7.5月・6月分基本料金予想額 454,000千円(端数処理)×100.90%=458,086千円 →459,000千円(端数処理) 459,000千円-5,000千円(減免対象外施設)=454,000千円 ・事務費等(お知らせ通知印刷費、検計時お知らせ通知配布委託費) 4,200千円 ④柏市上下水道局と水道契約を結んでいる使用者(国・県・市等の施設を除く。)	R7.5	R7.6
7	③消費下支え等を通じた生活者支援	带状疱疹ワクチン接種事業(国R6補充分)	当該事業はNo.10とNo.13と2行に分けて記載 ※国R6補充充分 ①物価高騰の影響を受けている生活者支援のため、带状疱疹ワクチン接種に係る自己負担額を助成することで、生活者支援を行いワクチンを接種しやすい体制を整備することで带状疱疹の発症や合併症の予防に取り組む。 ②予防接種実施のための委託料 ③単価×対象者数 带状疱疹(一般)不活化ワクチン 13,810円×6,838件=94,433千円 带状疱疹(一般)生ワクチン 5,610円×1,465件=8,219千円 带状疱疹(生保)不活化ワクチン 21,310円×136件=2,898千円 带状疱疹(生保)生ワクチン 8,110円×29件=235千円 計105,785千円 ④65歳以上の5歳刻み年齢を迎える高齢者、100歳以上の高齢者及び60～64歳までのHIVによる免疫機能障害1級に相当するかた	R7.4	R8.3
8	③消費下支え等を通じた生活者支援	新型コロナウイルス感染症予防接種事業(国R6補充分)	当該事業はNo.11とNo.14と2行に分けて記載 ※国R6補充充分 ①物価高騰の影響を受けている生活者支援のため、新型コロナウイルス予防接種に係る自己負担額を助成することで、生活者支援を行い、接種しやすい体制を整備することで新型コロナウイルス感染症の重症化予防に取り組む。 ②予防接種実施のための委託料 ③助成額×対象者数 9,760円×20,000件=195,200千円 ④65歳以上の高齢者及び60～64歳までの基礎疾患保有者	R7.10	R8.3
9	③推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	水道料金減免事業(国R7予備費分)	当該事業はNo.9とNo.12とNo.19と3行に分けて記載※国R7予備費分 ①物価高騰等の社会情勢を踏まえ、水道使用者の経済的負担を軽減するため ②水道事業会計に繰り出し、水道料金の減免にかかる費用 ③ ・水道料金の基本料金の減免 458,200千円 (内訳) R6.5月・6月実績÷R5.9月・10月実績×100=伸び率 451,438千円÷447,612千円×100=100.90% R6.9月・10月実績(端数処理)×伸び率=R7.5月・6月分基本料金予想額 454,000千円(端数処理)×100.90%=458,086千円 →459,000千円(端数処理) 459,000千円-5,000千円(減免対象外施設)=454,000千円 ・事務費等(お知らせ通知印刷費、検計時お知らせ通知配布委託費) 4,200千円 ④柏市上下水道局と水道契約を結んでいる使用者(国・県・市等の施設を除く。)	R7.5	R7.6

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③算定根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
10	③消費下支え等を通じた生活者支援	带状疱疹ワクチン接種事業(国R7予備費分)	当該事業はNo.10とNo.13と2行に分けて記載 ※国R7予備費分 ①物価高騰の影響を受けている生活者支援のため、带状疱疹ワクチン接種に係る自己負担額を助成することで、生活者支援を行いワクチンを接種しやすい体制を整備することで带状疱疹の発症や合併症の予防に取り組む。 ②予防接種実施のための委託料 ③単価×対象者数 带状疱疹(一般)不活化ワクチン 13,810円×6,838件=94,433千円 带状疱疹(一般)生ワクチン 5,810円×1,465件=8,219千円 带状疱疹(生保)不活化ワクチン 21,310円×136件=2,898千円 带状疱疹(生保)生ワクチン 8,110円×29件=235千円 計105,785千円 ④65歳以上の5歳刻み年齢を迎える高齢者、100歳以上の高齢者及び60～64歳までのHIVによる免疫機能障害1級に相当するかた	R7.4	R8.3
11	③消費下支え等を通じた生活者支援	新型コロナウイルス感染症予防接種事業(国R7予備費分)	当該事業はNo.11とNo.14と2行に分けて記載 ※国R7予備費分 ①物価高騰の影響を受けている生活者支援のため、新型コロナウイルス予防接種に係る自己負担額を助成することで、生活者支援を行い、接種しやすい体制を整備することで新型コロナウイルス感染症の重症化予防に取り組む。 ②予防接種実施のための委託料 ③助成額×対象者数 9,760円×20,000件=195,200千円 ④65歳以上の高齢者及び60～64歳までの基礎疾患保有者	R7.10	R8.3
12	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援	お米券配布事業	①物価高騰に伴う生活者支援のため、物価が高騰しているお米券の購入のためのお米券を配付し、住民税非課税世帯を支援する。 ②おこめ券購入費及び事務費 ③おこめ券購入費 2,500円×42,000世帯=105,000千円 委託料 57,000千円 計162,000千円 ④住民税非課税世帯	R7.6	R8.3
13	④省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援	太陽光発電システム設置整備事業補助金	①物価高騰の影響を受けている市民に対し、太陽光発電設備の設置費用を補助することで、電気料金の削減による負担軽減を行う。 ②太陽光発電設備の設置に係る設備費・工事費 ③市民85人、単価70千円×5kWを上限 ④市内に居住し、居住する建物に太陽光発電設備を設置する者	R7.6	R8.2
14	①食料品の物価高騰に対する特別加算	給食費の助成(物価高騰対策支援【自校方式】)(国R7補正分)	当該事業はNo.6とNo.10と2行に分けて記載 ※国R7補正充分 ①物価高騰に伴う子育て世帯支援のため、給食費の一部を助成する。 ②原材料費 ③小学校:児童数20,148人×185回×(339円-302円)=137,913千円 中学校:生徒数8,839人×180回×(409円-370円)=62,050千円 計199,963千円 ④自校方式で給食を提供する市立小中学校52校に在籍する児童生徒のみの給食材料費(教職員分は含まない)	R7.4	R8.3
15	④消費下支え等を通じた生活者支援	水道料金減免事業(国R7補正分)	当該事業はNo.9とNo.12とNo.19と3行に分けて記載※国R7補正分 ①物価高騰等の社会情勢を踏まえ、水道使用者の経済的負担を軽減するため ②水道事業会計に繰り出し、水道料金の減免にかかる費用 ③ ・水道料金の基本料金の減免 458,200千円 (内訳) R6.9月・6月実績÷R5.9月・10月実績×100=伸び率 451,438千円÷447,612千円×100=100.90% R6.9月・10月実績(端数処理)×伸び率=R7.5月・6月分基本料金予想額 454,000千円(端数処理)×100.90%=458,086千円 →459,000千円(端数処理) 459,000千円→5,000千円(減免対象外施設)=454,000千円 ・事務費等(お知らせ通知印刷費、検計時お知らせ通知配布委託費) 4,200千円 ④市上下水道局と水道契約を結んでいる使用者(国・県・市等の施設を除く。)	R7.5	R7.6